

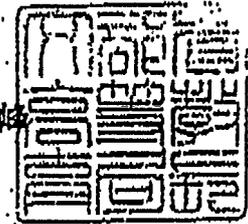


文高専第185号  
平成10年8月14日

各国公立大学長  
各国公立高等専門学校長  
学位授与機構長  
放送大学長  
各都道府県知事  
各都道府県教育委員会  
大学を設置する地方公共団体  
(都道府県を除く。)の長  
大学又は高等専門学校を設置  
する各学校法人の理事長  
放送大学学園理事長

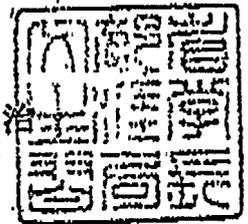
文部省高等教育局長

佐々木 正



文部省生涯学習局長

富岡 賢治



学校教育法等の一部を改正する法律等の公布について (通知)

第142回国会で制定された「学校教育法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が平成10年6月12日法律第101号として公布されました。

これを受け、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」及び「大学への編入に係る専修学校の専門課程の総授業時数を定める件」(以下それぞれ「改正施行規則」、「告示」という。)がそれぞれ平成10年8月14日文部省令第33号、平成10年8月14日文部省告示第125号をもって公布されました。

また、本改正とともに、「学位規則を改正する省令」(以下、「改正学位規則」という。)

が平成10年8月14日文部省令第34号をもって公布されました。

この改正法等の概要および留意点は下記のとおりですので、それぞれ関係のある事項について十分御了知の上、改正法施行の際には、その運用にあたって遺漏のないようお取り計らいください。

なお、改正法のうち、中高一貫教育に係る事項については、別途関係者に通知いたしております（平成10年6月26日文初高第475号文部省初等中等教育局長・文部省教育助成局長通知）。

## 記

### 第一 改正法制定の趣旨

来るべき21世紀において、一人一人がそれぞれの個性や創造性を伸ばし、我が国が活力ある社会として発展していくためには、学校教育制度について、できる限り一人一人の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた多様で柔軟なものとなるよう改革を図っていく必要がある。

このような観点から、高等教育の段階においても制度の弾力化を図ることが求められており、専修学校の専門課程で文部大臣の定める基準を満たすものを修了した者が大学に編入学できることとするとともに、大学の学生以外の者で大学の単位を修得した者が当該大学に入学する場合に、相当期間を修業年限に通算できることとするため、学校教育法（昭和22年法律第26号）の所要の改正を行ったものである。

### 第二 専修学校の専門課程修了者の大学編入学について

#### 1 概要

(1) 専修学校の専門課程のうち、文部大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第56条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）は、大学に編入学することができることとしたこと（学校教育法第82条の10）。

文部大臣の定める基準は、修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が1700時間以上であることとしたこと（学校教育法施行規則第77条の8第1項、告示）。

(2) 同基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間で1年を下らない期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができることとしたこと（学校教育法施行規則第77条の8第2

項)。

- (3) 併せて、高等専門学校から大学及び短期大学への編入学に関する規定と短期大学から大学への編入学に関する規定をそれぞれ独立した規定としたこと（学校教育法施行規則第70条の3、第72条の6）。
- (4) これらの改正については、平成11年4月1日から施行すること（改正法及び改正施行規則附則）。

## 2 留意事項

- (1) ここでいう「大学」には短期大学を含む。
- (2) 基準を満たす専門課程の修了者であれば、改正法の施行以前に修了した者についても編入学の対象となる。
- (3) 各大学においては、編入学を希望する者が修了した専修学校の専門課程が基準を満たしていることについて、確認をした上で編入学の許可をすることとなるが、その確認に当たっては以下の方法が考えられる。
- ア、各専修学校が発行する修業年限2年以上で、かつ、修了に必要な総授業時数が1700時間以上の専門課程を修了したことを証明する証明書を、編入学を希望する者から提出させる。
- イ 平成6年6月21日文部省告示第84号の規定により専門士の称号の付与が認められた課程であれば、修業年限2年以上で、かつ、修了に必要な総授業時数が1700時間以上の専門課程であることを確認できる。ただし、平成6年以前に当該課程を修了した者については別途確認が必要である。
- ウ 保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則（昭和26年文部・厚生省令第1号）、診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和26年文部・厚生省令第4号）等に修業年限及び総授業時数が定められており、これにより、修業年限2年以上で、かつ、修了に必要な総授業時数が1700時間以上の専門課程であることを確認することも可能である。ただし、当該指定を受ける以前に当該課程を修了した者については別途確認が必要である。
- エ ア～ウにより難しい場合には、当該専修学校を所管する都道府県または都道府県教育委員会（以下「所轄庁」という。）に照会することにより、当該課程が本件に係る基準を満たしていることを確認する。なお、関係書類の滅失等により所轄庁に照会しても確認が困難な場合があり得るが、この場合においても、編入学を希望する者からの修了証明書や成績証明書等によって判断するなどの方法により確認に努められたい。
- (4) 編入学を希望する者が修了した専修学校の専門課程が基準を満たしていることを確認した上で、編入学の許可に当たっては、志願者が修了した専修学校の専門課程の学科の分野や履修内容について考慮することが必要である。

- (5) 編入学した大学における修業年限から控除する期間を定める場合には、編入学者が十分な学修成果を得られるよう、専修学校における授業科目の履修状況などを考慮しながら、当該大学における教育を組織的・体系的に受けられるよう相当な期間を確保することが必要である。

### 第三 短期大学及び高等専門学校の専攻科の入学資格について

#### 1 概要

- (1) 高等専門学校の卒業生及び大学への編入学が認められた専修学校の専門課程の修了者が短期大学の専攻科に入学できることとなったこと（学校教育法施行規則第70条第2項）。
- (2) 短期大学の卒業生及び大学への編入学が認められた専修学校の専門課程の修了者が高等専門学校の専攻科に入学できることとなったこと（学校教育法施行規則第72条の5）。
- (3) これらの改正については、平成11年4月1日から施行すること（改正施行規則附則）。

#### 2 留意事項

- (1) 大学に編入学することができる基準を満たす専門課程の修了者であれば、改正規則の施行以前に修了した者についても専攻科の入学資格の対象となる。
- (2) 短期大学又は高等専門学校の専攻科に入学を希望する者が、修了した専修学校の専門課程が大学に編入学することができる基準を満たしていることを確認する手続等については、第二に記述された大学への編入学に関する手続を参照すること。

### 第四 大学入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算について

#### 1 概要

- (1) 大学の学生以外の者が、ある大学において一定の単位を修得した後に当該大学に入学する場合で、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を当該大学の修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができることとなったこと。（学校教育法第55条の2）。
- (2) 本制度の適用は、科目等履修生として大学入学資格を有していた際に一定の単位を修得した者に対し、大学設置基準第30条第1項及び短期大学設置基準第16条第1項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる単位数、単位の修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものであること（学校教育法施行規則第68条の2）。
- (3) これらの改正については平成10年10月1日から施行すること（改正法及び改

正施行規則附則)。

2 留意事項

- (1) ここでいう「大学」には短期大学を含む。
- (2) 本制度の適用は、科目等履修生が当該大学に入学する場合に限られるものであり、他の大学において修得した単位については、修業年限の通算には反映されない。  
また、高校生など大学入学資格を有しない者が科目等履修生として修得した単位については、修業年限の通算に反映されない。
- (3) 修業年限の通算が認められるのは、「大学の教育課程の一部を履修したと認められる時」、すなわち授業科目の履修が体系的で、正規の学生と同様の教育効果を上げていると認められる場合に限られる。
- (4) 修業年限に通算できる期間については、編入学の場合と同様、入学者が十分な学修成果を得られるように留意しつつ、各大学において適切に判断する必要がある。  
また、修業年限の通算に当たっては、学校教育法第55条第1項に規定された修業年限に配慮することが必要である。

第五. 学位規則の一部を改正する省令関係

1 概要

- (1) 学校教育法第68条の2第3項第1号による学士の学位の授与に関し、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者に準ずる者として、専修学校の専門課程を修了した者のうち大学に編入学することができるものを追加したこと(学位規則第6条第1項関係)。
- (2) この改正については、平成11年4月1日から施行すること(改正学位規則附則)。

2 留意事項

大学に編入学することができる基準を満たす専門課程を修了した者であれば、改正規則の施行以前に修了した者についても、学位授与機構の学士の学位授与の基礎資格を有すること。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令要綱

一 科目等履修生が大学に入学した後に修業年限を通算するために必要な事項を定めること。(第六十八  
条の二関係)

二 短期大学及び高等専門学校の特攻科の入学資格を有する者に、専修学校の専門課程を修了した者で大  
学に編入することができるもの等を加えること。(第七十条第二項及び第七十二条の五第二項関係)

三 短期大学及び高等専門学校を卒業した者の大学への編入に係る規定を整理すること。(第七十条の  
三及び第七十二条の六関係)

四 大学に編入することができる専修学校の専門課程の基準及び編入学した後に在学すべき期間につい  
て定めること。(第七十七条の八関係)

五 この省令は、平成十一年四月一日から施行すること。ただし、第六十八条の次に一条を加える改正  
規定は平成十年十月一日から施行すること。(附則関係)

○文部省令第三十三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条の二及び第八十二条の十の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十年八月十四日

文部大臣 有馬 朗人

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の次に次の一条を加える。

第六十八条の二 学校教育法第五十五条の二に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第三十一条又は短期大学設置基準第十七条に規定する科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位（学校教育法第五十六条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第三十条第一項又は短期大学設置基準第十六条第一項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に

要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

第七十条第二項中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 高等専門学校を卒業した者（修業年限を二年とする短期大学の専攻科への入学に限る。）

二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第八十二条の十の規定により大学に編入学することができるもの（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする専修学校の専門課程を修了した者に限る。）

第七十条の三中「短期大学又は高等専門学校」を「短期大学」に、「編入学しようとする大学」を「編入学しようとする大学（短期大学を除く。）」に改め、「短期大学を卒業した者にあつては」及び「高等専門学校を卒業した者にあつては二年以下の期間を、それぞれ」を削り、「在学すべき年数」を「在学すべき期間」に改める。

第七十二条の五中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 短期大学を卒業した者

二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第八十二条の十の規定により大学に編入学する者

とができるもの

第七十二条の六を第七十二条の七とし、第七十二条の五の次に次の一条を加える。

第七十二条の六 高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、二年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

第七十七条の十を第七十七条の十一とし、第七十七条の九を第七十七条の十とし、第七十七条の八を第七十七条の九とし、第七十七条の七の次に次の一条を加える。

第七十七条の八 学校教育法第八十二条の十に規定する文部大臣の定める基準は、次のとおりとする。

- 一 修業年限が二年以上であること。
  - 二 課程の修了に必要な総授業時数が別に定める授業時数以上であること。
- 2 前項の基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在学すべ

き期間は、一年を下つてはならない。

附 則

(施行期日)

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第六十八条の次に一条を加える改正規定は平成十年十月一日から施行する。

AB19980037J11

専修学校専門課程修了者の大学編入学等について

- 1 6月5日、学校教育制度の多様化、弾力化を推進するため、中高一貫教育制度を導入や専修学校専門課程の修了者を大学に編入学できるようにすること等を内容とする学校教育法等の一部を改正する法律案が成立し、同12日に公布された。(法律第101号)
- 2 改正法中、専修学校専門課程から大学への編入学に関する条文は、以下のとおり。

学校教育法等の一部を改正する法律(抄)

第82条の10 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第56条に規定する者に限る。)は、文部大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

- 専修学校専門課程(専門学校)卒業者の中には、大学等においてさらに学習することを希望する者がおり、大学がこうした者について編入学の途を開くことは、学習者の要求の多様化に適切に応え、専門学校における学習の成果を適切に評価し、学校教育制度における袋小路を解消する観点から有意義である。
- こうした観点から、昨年12月18日の大学審議会答申において、修業年限2年以上で総授業時数1700時間以上の専門学校の卒業者について大学への編入学を認めることが適当とされたところであり、今回この答申を受け、所要の法律の改正を行ったもの。
- なお、学習者の学習意欲にできるだけ広く応えていくこと、社会人の再教育という観点も重要であることなどから、今回の法改正においては、昭和51年の専修学校制度発足以来の修了者のうち「修業年限2年以上総授業時数1700時間以上の専修学校専門課程の修了者」全てについて大学への編入学資格を認めることとしている。
- 施行日は、平成11年4月1日である。

## 専修学校卒業生等に係る取扱いの見直しについて

平成9年7月16日

法務省入国管理局

## 1 専修学校の専門課程を修了した者の就職について

- (1) 専修学校の専門課程を修了した者の本邦での就職については、平成元年の入管法改正当時、専修学校の在籍者について種々の在留管理上の問題等が見られたこと、専修学校における教育内容、教育水準等に相当程度ばらつきがあったこと等から、従来は原則として認めていなかった。
- (2) その後、本件就職問題について関係方面から種々の要請があったこと、また、平成7年1月から一定の要件を満たす専修学校の修了者に対し、「専門士」の称号を付与することとなり、専修学校の職業的実務教育機関としての位置付けが明確かつ強固になったこと、専門士の称号を付与された者については、出入国管理行政上、問題となる事案はほとんど発生していない状況にあること等社会情勢の変化等を踏まえて検討した結果、従来の取扱いを改め、下記(3)のとおり取り扱うこととした。
- (3) 本邦の専修学校の専門課程を修了し、「専門士」の称号を有している者から就職を目的とする在留資格変更許可申請があった場合には、その者の行おうとする活動が「技術」、「人文知識・国際業務」等の就労可能な在留資格に該当し、就職先の職務内容と専修学校における修得内容に関連性があれば、当該在留資格の変更を許可することとした。

## 2 専修学校等から大学等への進学について

専修学校等から大学等への進学についても、上記1(1)と同様の理由から、専修学校等での修得内容と大学等での専攻内容との間に関連性がある場合に限り認める取扱いとしてきた。

この取扱いについても、上記1の就職に係る取扱いの見直しと併せて検討した結果、在留管理上問題がない者については、修得内容と専攻内容との関連性を問うことなく、これを認めることが相当であると判断した。

## 3 上記1及び2については、本年7月22日から実施することとした。

留学生に対する資格外活動許可に係る取扱いについて

〔現行の取扱い〕

1 本来の活動の遂行を阻害しないと認められる場合に限り、申請に基づき次の内容をもって包括許可（注）を与えている。

（注）包括許可とは、稼働先、職種、稼働時間等を特定することなく資格外活動を許可し、許可の有効期間中はこれらの事項に変更を生じてもあらためて資格外活動許可申請を要しないこととするものである。

- ① 大学又はこれに準ずる機関の留学生  
1日4時間以内（7月1日～8月31日は1日8時間以内）
- ② 専ら聴講による研究生又は聴講生  
1日2時間以内（7月1日～8月31日は1日8時間以内）
- ③ 専修学校専門課程又は高等専門学校の留学生

1日4時間以内

ただし、風俗営業又は風俗関連営業が営まれている営業所での稼働は、包括許可の対象とはならない。

2 上記1を越える場合は、別途資格外活動許可の申請を行う必要がある。



〔見直し後の取扱い（平成10年9月1日から実施）〕

1 本来の活動の遂行を阻害しないと認められる場合に限り、申請に基づき次の内容をもって包括許可を与える。

- ① 大学又はこれに準ずる機関の留学生  
1日4時間又は1週28時間以内（長期休業期間中は1日8時間以内）
- ② 専ら聴講による研究生又は聴講生  
1日2時間又は1週14時間以内（長期休業期間中は1日8時間以内）
- ③ 専修学校専門課程又は高等専門学校の留学生

1日4時間又は1週28時間以内（長期休業期間中は1日8時間以内）

ただし、風俗営業又は風俗関連営業が営まれている営業所での稼働は、包括許可の対象とはならない。

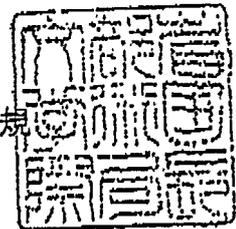
2 上記1を越える場合は、別途資格外活動許可の申請を行う必要がある。



各国公私立大学長  
 各国公私立短期大学長  
 各国公私立高等専門学校長 殿  
 各都道府県知事  
 各都道府県教育委員会

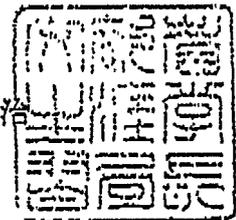
文部省学術国際局長

工藤 智規



文部省生涯学習局長

富岡 賢治



外国人留学生の資格外活動許可の取扱いの見直し等について（通知）

近年の不況によるアルバイト求人数の低下に加え、最近のアジア通貨危機の影響を受け、現在、留学生にとって有意義であり、かつ学業生活に支障が少ないアルバイトの開拓が急務となっております。

現行の出入国管理及び難民認定法が施行されて以降、留学生の資格外活動許可については、地方入国管理局等による包括許可を受けることにより、留学生は1日4時間以内（専ら聴講により教育を受ける研究生及び聴講生は1日2時間以内。専門学校及び高等専門学校の留学生を除き7月及び8月は1日8時間以内）の資格外活動が可能であるほか、留学生が地方入国管理局等において個別許可を受けることによって、上記包括許可を超える資格外活動が認められることとされておりました。

しかし、現行制度の下においては、原則として1日4時間の制限を受けている

のが通例であったため留学生に適したアルバイトの開拓には限界があったことなどにかんがみ、このような制限の緩和について法務省と協議を行ったところ、同省においては、別添1のとおり、留学生の資格外活動について新たに1週間28時間以内（専ら聴講により教育を受ける研究生及び聴講生は1週間14時間以内。当該学校の長期休業期間中は1日8時間以内）の範囲で曜日ごとの時間配分を自由に行うことを包括許可により認めることとする同制度の取扱いの見直しを、平成10年9月1日より行うこととしたところです。

については、各大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（以下「学校」という。）におかれては、下記の方針に沿って、留学生の資格外活動その他の生活状況の把握、留学生に対する指導及び生活支援並びに地方入国管理局等との連絡等に努めていただくとともに、留学生の資格外活動許可の申請に際しては、留学生の負担の軽減及び入国審査事務の円滑化を図るため、留学生本人による直接の申請手続を簡素化し、別紙様式の副申及び地方入国管理局等に対する申請取次制度の活用方について特段の配慮をお願いします。

なお、留学生の負担の軽減及び入国審査事務の円滑化に資することから、留学生が新たに入国する際の在留資格認定証明書の代理申請制度の活用方についても特段の配慮をお願いします。

また、各都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、貴管下の専修学校に対し、その旨を周知するようお願いします。

## 記

### 1. 申請手続

#### (1) 申請

資格外活動許可申請及び在留期間更新許可申請は、原則として学校が申請取次を行うこととする。

#### (2) 提出書類

資格外活動許可を申請する際、申請書及び学校が作成した副申書を提出する。

## 2. 留学生在が資格外活動を行う際の指導事項

- (1) 風俗営業又は風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは行わないよう、あらためて徹底する。
- (2) アルバイトを行うに当たっては、資格外活動許可書（写し）又は就労資格証明書を携帯する。
- (3) 学校は各留学生の資格外活動許可の有無、アルバイトの場所、業種及び時間帯に変更があった際は、遅滞なく当該学校に届出を提出するよう、留学生に対し周知する。

## 3. 在籍管理に関する措置

- (1) 大学学部並びに短期大学の学生及び科目等履修生等（聴講生等で単位の取得が可能な者を含む。）で、前年度の取得単位数が20（ Semester制の場合においては直近の Semesterの取得単位数が、2 Semester制では10、3 Semester制では7）に満たない者については、やむを得ない理由があると当該学校が認める場合を除き、資格外活動許可の申請に関する副申及び申請取次は行わない方針であることを、留学生に対して周知徹底する。
- (2) 専修学校（専門課程）にあつては、前年度の履修科目数が540授業時数相当分に満たない者については、やむを得ない理由があると当該学校が認める場合を除き、資格外活動許可の申請に関する副申及び申請取次は行わない方針であることを、留学生に対して周知徹底する。
- (3) 研究生（単位が付与されない聴講生を含む。）については、例えば論文による博士学位の取得の準備中であるなど、その身分を継続することについてやむを得ない理由があると当該学校が認める場合を除き、原則として同一の課程・専攻にあるときは、資格外活動許可の申請に関する副申及び申請取次は計2か年分までとする方針であることを、留学生に対して周知徹底する。
- (4) 資格外活動の如何に関わらず、成績不振又は出席状況の低調な留学生に対し、最低、年に1回は適切に指導するものとする。

AB19980037 J17

(5) 留学生が次に該当することとなった場合には、その氏名その他必要な事項について、地方入国管理局等との連絡に努めることとする。

- ① 当該学校を退学（転学者を除く。）したとき又は除籍されたとき
- ② 半年以上にわたり住居及び連絡先が不明なとき

(6) 各地域留学生交流推進会議等の場を活用し、各地域を管轄する地方入国管理局等の留学審査担当官と学校の留学生担当者との定期的な情報交換等の機会を設け、各学校の担当者はこれに参加することとする。（別添2参照）

(7) (1) 及び (2) にかかわらず、各学校の実情に応じ、資格外活動を行う留学生が学業生活から逸脱することを抑止するため必要な場合には、各学校において適当と認める単位数又は履修科目数に置き換えて周知することができる。